

議案第 3 2 号

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部改正について

次のとおり鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年 2 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

（鳥取県個人情報保護条例の一部改正）

第 1 条 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 <u>削除</u></p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u>ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であつて、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）をその内容に含まないものを除く。</p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 <u>事業者が取り扱う個人情報の保護（第31条—第36条）</u></p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u>ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であつて、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）をその内容に含まないものを除く。</p>

書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

(3) 略

(2) 略

(3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体並びに県が設立した地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(4)～(6) 略

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、それぞれの施策を通じて個人情報の保護を
図らなければならない。

第4条 削除

(収集の制限)

第7条 略

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。

(4)～(6) 略

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、それぞれの施策を通じて個人情報の保護を
図るとともに、個人情報の保護の重要性に対する県民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力しなければならない。

(収集の制限)

第7条 略

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。

(1) 思想、信条及び信教に関する情報

(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める情報

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、要配慮個人情報を収集することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該要配慮個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。

4～6 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の個人情報が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる個人情報を収集することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。

4～6 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特

ア～ウ 略

(4)～(8) 略

(訂正請求に対する決定等)

第23条 略

2・3 略

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正するとともに、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された個人情報の訂正にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者）に対し、その旨を通知しなければならない。

定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(4)～(8) 略

(訂正請求に対する決定等)

第23条 略

2・3 略

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正するとともに、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された個人情報の訂正にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者）に対し、その旨を通知しなければならない。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報（番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものを除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 略

第3章 削除

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 略

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者による措置)

第31条から第36条まで 削除

第31条 事業者は、個人情報を取り扱うときは、法令に即して個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(指針の作成等)

第32条 知事は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。

2 知事は、事業者に対して、前項の指針を勘案して、必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告及び公表)

第33条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、事業者が正当な理由なく前項の報告又は資料の提出をしないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(勧告及び公表)

第34条 知事は、事業者による個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対して、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、事業者に弁明の機会を与えなければならない。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(苦情の処理)

第35条 知事は、事業者による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、速やかに、これを処理しなければならない。

(国等との協力)

第36条 知事は、事業者による個人情報の取扱いに関して個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第6条第3項第4号、第7条第5項及び第8条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。

(2)・(3) 略

2～7 略

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第6条第3項第4号、第7条第2項第2号及び第5項、第8条第2項、第32条第1項並びに第34条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。

(2)・(3) 略

2～7 略

第2条 鳥取県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 総則(第1条— <u>第4条</u>) 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 個人情報の取扱い(<u>第5条</u> —第11条) 第2節・第3節 略	目次 第1章 総則(第1条— <u>第5条</u>) 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 個人情報の取扱い(<u>第6条</u> —第11条) 第2節・第3節 略

第3章 実施機関非識別加工情報の提供（第31条—第46条）

第4章 鳥取県個人情報保護審議会（第47条—第51条）

第5章 雑則（第52条—第54条）

第6章 罰則（第55条—第60条）

附則

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにするとともに、実施機関非識別加工情報の提供に関する事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第3章 削除

第4章 鳥取県個人情報保護審議会（第37条—第37条の5）

第5章 雑則（第38条—第40条）

第6章 罰則（第41条—第46条）

附則

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) 略

(7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報（生存する個人のものに限る。）であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書等に記録されているものに限る。

(8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(9) 非識別加工情報 次のいずれかに掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができ

(1)～(6) 略

ることとなるものを除く。)を除く。以下この号において同じ。)の区分に応じてそれぞれに定める措置を講じて特定の個人を識別することができない(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の規則で定める情報を除く。))と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第39条第1項において同じ。)ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

ア 第2条第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

イ 第2条第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により

他の記述等に置き換えることを含む。)

(10) 実施機関非識別加工情報 次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）を以下この号において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項に規定する非開示情報（同項第2号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。）が含まれているときは、当該非開示情報に該当する部分を除く。）

を加工して得られる非識別加工情報をいう。

ア 第6条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものではないもの

イ 実施機関に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている公文書等の鳥取県情報公開条例第5条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該実施機関が次のいずれかを行うこととなるもの

(ア) 当該公文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

(イ) 鳥取県情報公開条例第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ウ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第39条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるもの

(11) 実施機関非識別加工情報ファイル 実施機関非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の実施機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、特定の実施機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして規則で定めるもの

(12) 実施機関非識別加工情報取扱事業者 実施機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者（国及び地方公共団体並びに県が設立した地方独立行政法人を除く。）をいう。

(県民の責務)

第4条 略

(個人情報取扱事務の登録)

第5条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥

第4条 削除

(県民の責務)

第5条 略

(個人情報取扱事務の登録)

第6条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下

取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)～(4) 略

4～6 略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第6条 実施機関は、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、規則で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関す

「公社」という。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)～(4) 略

4～6 略

る事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(4) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）であって、1年以内に消去されることとなるもののみを記録する個人情報ファイル

(5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(6) 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(7) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル

(8) 第2号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報ファイルに記載される項目（以下「記録項目」という。）の一部若しく

は次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(1) 記録情報の収集方法

(2) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的（第5条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的。以下「利用目的」という。）以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 略

2～6 略

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的（第6条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的）以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 略

2～6 略

(委託等に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報（実施機関非識別加工情報及び削除情報（第31条第3項に規定する削除情報をいう。第45条第1項において同じ。））に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の取扱いを伴う業務を委託するときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにして、当該業務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2～4 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び鳥取県情報公開条例第2条第1

(委託等に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を委託するときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにして、当該業務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2～4 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び鳥取県情報公開条例（平成12

項第4号に規定する全部出資法人（以下「全部出資法人」という。）を除く。）に関する情報（同条例第7条第5項に規定する指定管理情報（以下「指定管理情報」という。）を除く。）又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

(5)～(8) 略

(費用負担)

第20条 この条例（第3章を除く。）の規定により文書等又は磁気テープ等に記録されている個人情報等を印字装置により出力した物の写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

2 略

第3章 実施機関非識別加工情報の提供

(実施機関非識別加工情報の作成及び提供等)

年鳥取県条例第2号 第2条第1項第4号に規定する全部出資法人（以下「全部出資法人」という。）を除く。）に関する情報（同条例第7条第5項に規定する指定管理情報（以下「指定管理情報」という。）を除く。）又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

(5)～(8) 略

(費用負担)

第20条 この条例の規定により文書等又は磁気テープ等に記録されている個人情報等を印字装置により出力した物の写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

2 略

第3章 削除

第31条 実施機関は、実施機関非識別加工情報（実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために実施機関非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、実施機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第32条 実施機関は、当該実施機関が保有している個人情報ファイルが第2条第10号のアからウまでのいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファ

第31条から第36条まで 削除

イル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第34条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) 第34条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 当該個人情報ファイルが第2条第10号イ(イ)に該当するときは、第37条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

(提案の募集)

第33条 実施機関は、規則で定めるところにより、定期的に、当該実施機関が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

(実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第34条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する実施機関非識別加工情報

をその事業の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 提案に係る個人情報ファイルの名称

(3) 提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数

(4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る実施機関非識別加工情報の作成に用いる第39条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

(5) 提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該実施機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容

(6) 提案に係る実施機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

(7) 提案に係る実施機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる

措置

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな県民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項又は第41条第1項の提案をすることができない。

(1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関個人情報保護法若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

なくなった日から起算して2年を経過しない者

(4) 第44条の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(6) 独立行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により独立行政法人等個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員又は暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関

係を有する者

(8) 法人その他の団体であつて、その役員のうちの前各号の
いずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第36条 実施機関は、第34条第1項の提案があつたときは、当該
提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければな
らない。

(1) 第34条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該
当しないこと。

(2) 第34条第2項第3号の提案に係る実施機関非識別加工情
報の本人の数が、実施機関非識別加工情報の効果的な活用の
観点からみて規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下で
あること。

(3) 第34条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定
される加工の方法が第39条第1項の基準に適合するものであ
ること。

(4) 第34条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力

ある経済社会若しくは豊かな県民生活の実現に資するものであること。

(5) 第34条第2項第6号の期間が実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める期間を超えないものであること。

(6) 第34条第2項第5号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該実施機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

2 実施機関は、前項の規定により審査した結果、第34条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 第38条の規定により実施機関との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、第1項の規定により審査した結果、第34条第1

項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(私人に対する意見書提出の機会の付与等)

第37条 第34条第1項の提案に係る個人情報ファイルに私人（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び全部出資法人以外の者をいい、当該提案をした者を除く。以下この条及び第43条第1号アにおいて同じ。）に関する情報が含まれており、当該個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿に第32条第3号に掲げる事項の記載があるときは、実施機関は、前条第2項の通知をするに当たって、当該私人に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の通知に先立ち、当該私人に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該私人の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 私人に関する情報が含まれている個人情報ファイルであって個人情報ファイル簿に第32条第3号に掲げる事項の記

載があるものについて、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報に該当すると認められる場合に前条第2項の通知をしようとするとき。

(2) 私人に関する情報が含まれている個人情報ファイルであって個人情報ファイル簿に第32条第3号に掲げる事項の記載があるものについて、当該情報が公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない情報（規則で定めるものを除く。）に該当すると認められる場合に前条第2項の通知をしようとするとき。

3 前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた私人が第34条第1項の提案に係る実施機関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該私人を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第38条 第36条第2項又は第42条第2項の規定による通知を受け

た者は、規則で定めるところにより、実施機関との間で、実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(実施機関非識別加工情報の作成等)

第39条 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(実施機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第40条 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成したときは、当該実施機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 実施機関非識別加工情報の概要として規則で定める事項
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第41条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された実施機関非識別加工情報をその事業の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該実施機関非識別加工情報について第38条の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該実施機関非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の提案は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 提案に係る実施機関非識別加工情報を特定するに足りる

事項

(3) 提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該実施機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容

(4) 提案に係る実施機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

(5) 提案に係る実施機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(1) 第1項の提案をする者が第35条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 前項第3号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな県民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(提案の審査等)

第42条 実施機関は、前条第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 前条第1項の提案をした者が第35条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 前条第2項第3号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな県民生活の実現に資するものであること。

(3) 前条第2項第4号の期間が実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める期間を超えないものであること。

(4) 前条第2項第3号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第5号の措置が当該実施機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

2 実施機関は、前項の規定により審査した結果、前条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、規則

で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 第38条の規定により実施機関との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、第1項の規定により審査した結果、前条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(手数料)

第43条 第38条の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を規則で定めるところにより納めなければならない。

(1) 第36条第2項の規定による通知を受けた者 19,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額

ア 第37条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する私人1人につき200円（当

該機会を与える場合に限る。)

イ 実施機関非識別加工情報の作成に要する時間1時間まで
ごとに3,600円

ウ 実施機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対し
て支払う額(当該委託をする場合に限る。)

(2) 前条第2項の規定による通知を受けた者 次に掲げる区
分に応じ、それぞれに定める額

ア イ以外の者 当該実施機関非識別加工情報について、前
号に掲げる者が納付しなければならない手数料の額と同一
の額

イ 第38条の規定により当該実施機関非識別加工情報の利用
に関する契約を締結した者 11,400円

(実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第44条 実施機関は、第38条の規定により実施機関非識別加工情
報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該
当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第35条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(安全確保の措置)

第45条 実施機関は、実施機関非識別加工情報、削除情報及び第39条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「実施機関非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、実施機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第46条 実施機関非識別加工情報等の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た実施機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知ら

せ、又は不当な目的に利用してはならない。

(鳥取県個人情報保護審議会)

第47条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第5条第3項第4号、第7条第5項及び第8条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。

(2)・(3) 略

2～7 略

(審議会の調査権限)

第48条 略

2～5 略

6 前各項に定めるもののほか、審議会は、前条第1項の事務を行うため必要と認める者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述)

第49条 略

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第6条第3項第4号、第7条第5項及び第8条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。

(2)・(3) 略

2～7 略

(審議会の調査権限)

第37条の2 略

2～5 略

6 前各項に定めるもののほか、審議会は、第37条第1項の事務を行うため必要と認める者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述)

第37条の3 略

(意見書等の提出)

第50条 略

(答申書の送付等)

第51条 略

(適用除外)

第52条 略

(運用状況の公表)

第53条 略

(規則への委任)

第54条 略

(罰則)

第55条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条若しくは第45条第2項の規定に基づき個人情報を取り扱う業務に従

(意見書等の提出)

第37条の4 略

(答申書の送付等)

第37条の5 略

(適用除外)

第38条 略

(運用状況の公表)

第39条 略

(規則への委任)

第40条 略

(罰則)

第41条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条の規定に基づき個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは

事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 略

第58条 第47条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第59条 第55条から前条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書等であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第42条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書等に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 略

第44条 第37条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 第41条から前条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第60条 略

第46条 略

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第3条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。)であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画</u></p>	<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。)であって、<u>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個</u></p>

若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）
により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ 略

(3)～(8) 略

人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ 略

(3)～(8) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条、次項及び附則第3項の規定は、同日以降の規則で定める日から施行する。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）<u>第47条第1項</u>の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）<u>第37条第1項</u>の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）とする。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

3 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略	
名称	調査審議する事項								
略									
名称	調査審議する事項								
略									

鳥取県個人情報保護審議会

(1) 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第47条第1項各号に掲げる事項

(2) 略

略

鳥取県個人情報保護審議会

(1) 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第37条第1項各号に掲げる事項

(2) 略

略